

特定鳥獣保護管理計画 (イノシシ)

～集落ぐるみの被害防除と狩猟の推進による
イノシシと人との緊張感ある棲み分けの実現に向けて～

長野県

(平成21年10月15日)

目 次

1	計画策定の目的及び背景	1
2	計画の対象鳥獣	4
3	計画の期間	4
4	計画の対象地域	4
5	イノシシの現状	5
(1)	分布	5
(2)	生息環境	6
(3)	被害の発生状況	7
(4)	被害防除の状況	9
6	保護管理計画の目標	13
(1)	基本目標	13
(2)	保護管理の基本方針	14
7	保護管理の実施	15
(1)	具体的な保護管理の流れ	15
(2)	被害情報マップの作成	15
(3)	保護管理の実施方法等	16
(4)	普及啓発	18
8	モニタリング等の調査研究	18
9	計画の実施体制	19

【計画の概要】

I 基本目標

- ・ 「被害防除」「捕獲」「生息環境の整備」を集落ぐるみで総合的に進めることにより、イノシシと人との緊張感ある棲み分けを図り、イノシシの地域個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図る。

II 進め方

- ・ 長野県野生鳥獣被害対策基本方針(資料1)に基づき、県の野生鳥獣被害対策チームは、集落住民、市町村と連携し「集落ぐるみ」の対策を推進する。
- ・ 被害防除は「被害情報マップ」を作成し、集落の特性に応じた対策を講じる。
- ・ 狩猟を推進し「イノシシと人との緊張感ある棲み分け」を図るため、「狩猟期間の延長」と錯誤捕獲に配慮して時期を限定した「ククリ罟の径の規制の解除」を行う。

1 計画策定の目的及び背景

(1) 計画策定の目的

特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）（以下「特定計画」という。）の目的は、科学的・計画的な保護管理により、イノシシと人との緊張感ある棲み分けを図り「農林業被害の軽減」及び「イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的維持」を図り、イノシシと人との共存を図ることとする。

(2) 計画策定の背景

ア 全国の状況

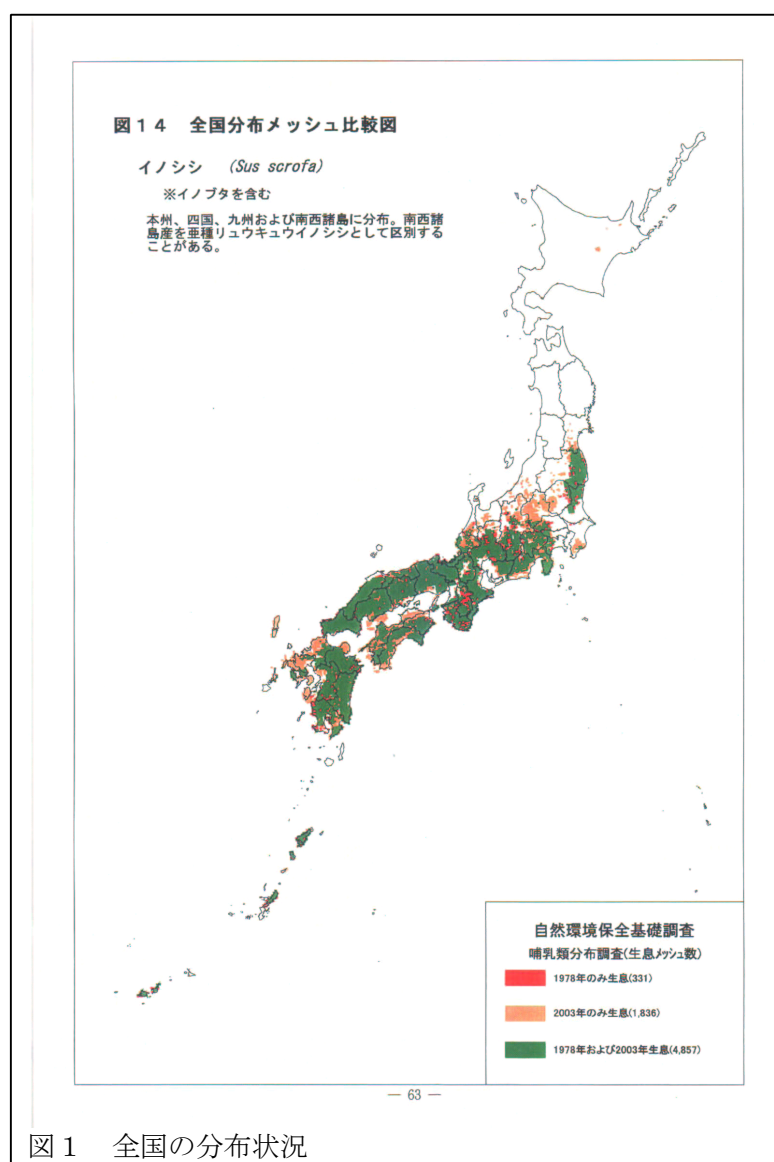
イノシシ（*Sus scrofa* 以下「イノシシ」という。）は、ユーラシア大陸に広く自然分布しており、古くから重要な食料として狩猟対象とされてきた。

なお、古くから家畜化が進み、ブタ（*Sus scrofa* var. *domesticus*：イノシシが家畜化されたもの、種としては同一）として、人間の移動とともにアメリカ大陸、オーストラリア大陸、その他島嶼地域にも移入され野生化している。

国内においても、古くから重要な狩猟資源として利用され、縄文時代の貝塚や遺跡から骨が発掘される。

一方、基本的には里地里山の動物であることから、農業にとっては最大の加害獣の一つであり、江戸時代の中期には、大小の猪垣（猪土手）の構築、見張りや威鉄砲による追払いなどの様々な対策が講じられ、各地に遺構として残されている。

なお、そのため、大きな捕獲圧のかかった種でもあり、江戸末期には平野部と隣接する丘陵地帯から姿を消し、明治から大正にかけて、東北地方の太



平洋側では分布域がほとんど消滅した。

しかしその分布域も昭和中期から拡大傾向に転じ、現在もその傾向が続いており、平成に入ってから被害量も急増し、現在は微減傾向とはいえ平成19年の被害額は50億円と鳥獣害のトップとなっている。

また、同じ時期から捕獲数も急増しており、狩猟者が減少高齢化している中で20万頭を超えるレベルが維持されている。

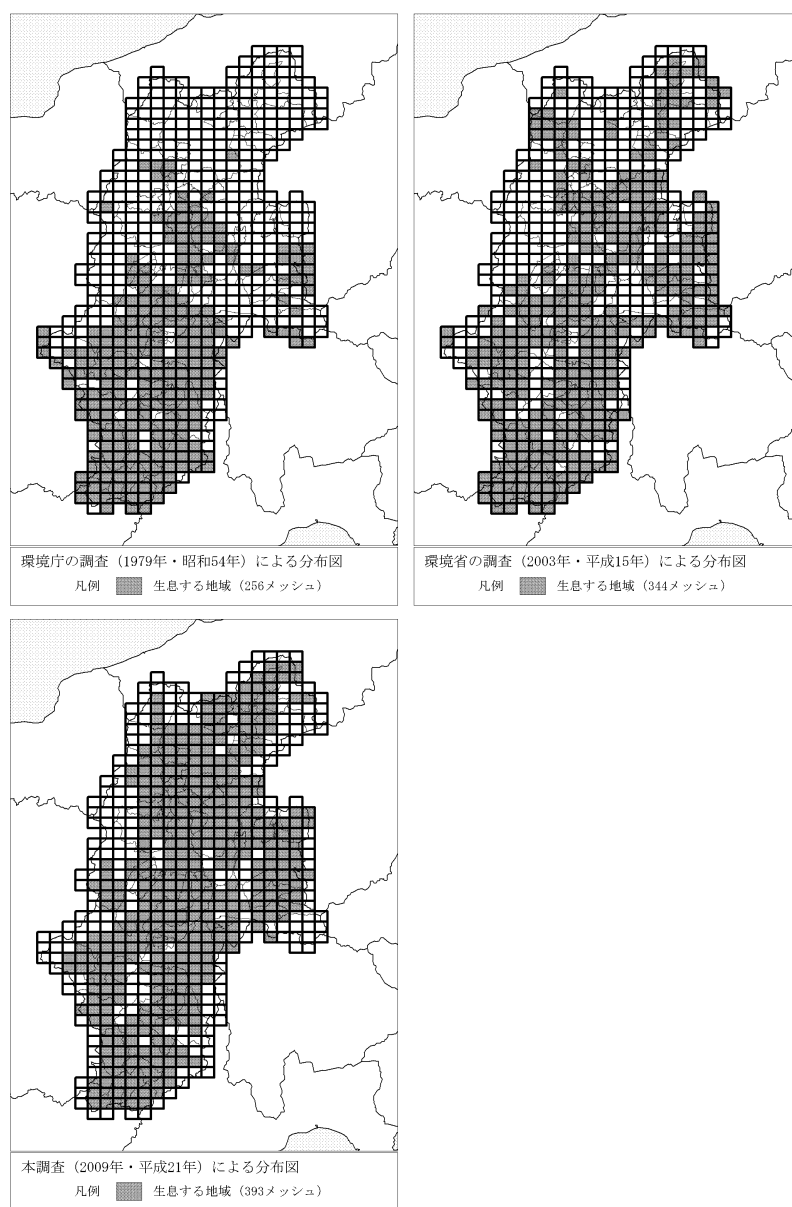


図2 県下の分布状況

イ 長野県の状況

本県のイノシシは、現在では県下のほとんどの地域に生息しており、多くの地域で農業被害を引き起こしている。(図2)

このイノシシも以前は北部の雪深い地域では見られなかったことから、一般には近年の暖冬寡雪傾向に伴い分布を拡大していると思われるが、実

際には絶滅した地域に再び拡大している状況であると考えられている。

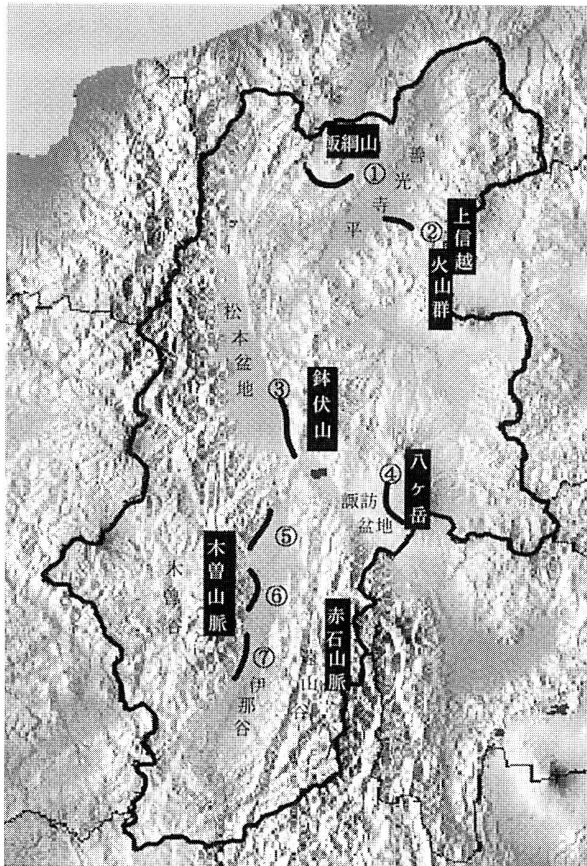
その証拠に、雪の少ない南部地域だけでなく、30年前に分布のなかった北部地域も含め、県下各地に猪垣の遺構が分布している。(図3)

また、善光寺平周辺においては、江戸時代中期に被害や被害対策に関わる記録が残っている。

地域絶滅の原因としては、農耕利用による里山の疎林化や草地化、行動の鈍る多雪地での高い捕獲圧によるものと考えられている。

なお、狩猟資源として利用されてきたことは、諏訪大社の御頭祭においてシカと合わせてイノシシの頭の剥製が供えられることからもうかがうことができ、他の獣肉に比べ需要があることから、現在でも重要な狩猟資源となっており高い捕獲圧が維持されている。

昭和後期から南部地域の里地里山を中心に農作物の掘り起こしや踏み荒し等の



	名称	市町村名	長さ	築造年代
①	戸隠のシシ土手	長野市・飯綱町	10km	宝永5年(1708)以降
②	須坂市八町村の猪鹿除石積	須坂市	5.5km	寛政元年(1789)以前
③	鉢伏連峰西麓の猪土手	塩尻市・松本市	28km	享保5年(1720)以前
④	八ヶ岳西麓の猪土手	茅野市・原村・富士見町	16km	享保19年(1734)
⑤	木曾山脈北東端の猪垣	辰野町・箕輪町・南箕輪村	20km	元禄元年(1688)以前?
⑥	木曾山脈西駒嶽東麓の猪垣	伊那市・宮田村	8km	寛保元年(1741)以前
⑦	木曾山脈南東麓の猪垣	高森町・飯田市	16km	元禄元年(1688)以前

図3 猪垣の分布 (長野県自然保護研究所紀要第2巻)

農業被害、キノコやタケノコの食害等の林業被害（林産物被害）が発生していたが、元号が平成に変わる頃から農業被害が分布の拡大とともに急増し、現在ではニホンジカに次ぐ加害獣となっている。

（図4）

これらの被害に対して、市町村、農家では、各種の柵や捕獲など様々な対策を講じてきており、特に有害捕獲は20年で20倍以上に増加し、近年では狩猟数を上回っているが（図5）、必ずしも被害の軽減につながっていない。

さらに近年、昼間に人里に出没する事例も出始めており、イノシシの人里への馴れが発生してきている可能性もある。

2 計画の対象鳥獣

イノシシ (*Sus scrofa*)

なお、飼育されたものが逃亡または遺棄され野生化したブタ (*Sus scrofa var. domesticus*) 及びイノシシとブタが交雑したイノブタ（野生化したものに限る）についても、本計画により対応する。

3 計画の期間

平成21年11月15日から平成26年3月31日まで

ただし、第10次鳥獣保護事業計画に基づく期間は平成24年3月31日までとする。

また、計画期間内であっても、イノシシの生息状況等に大きな変動があり、見直しの必要が生じた場合には、計画の改定等を検討するものとする。

4 計画の対象地域

現時点でイノシシ分布が全県にわたって発生していることから、計画の対象地域は県下全域とする。（図6）

なお、分布や生息状況に明確な境界がないことから、保護管理ユニットも県下全域一括とする。

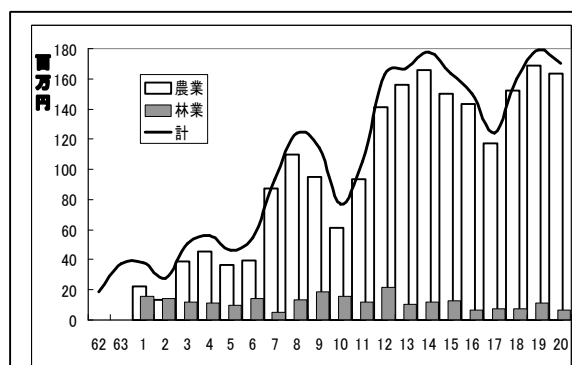


図4 農林業被害の推移

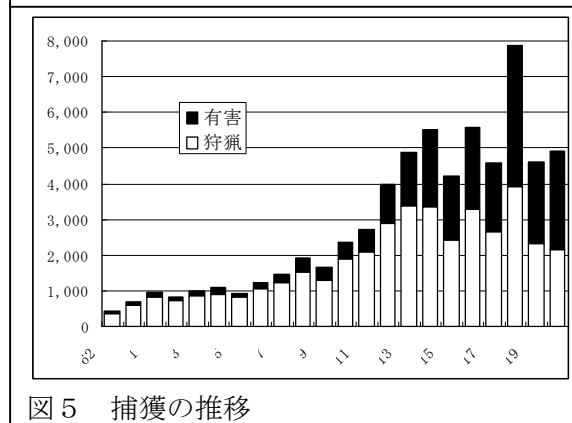


図5 捕獲の推移

5 イノシシの現状

(1) 分布

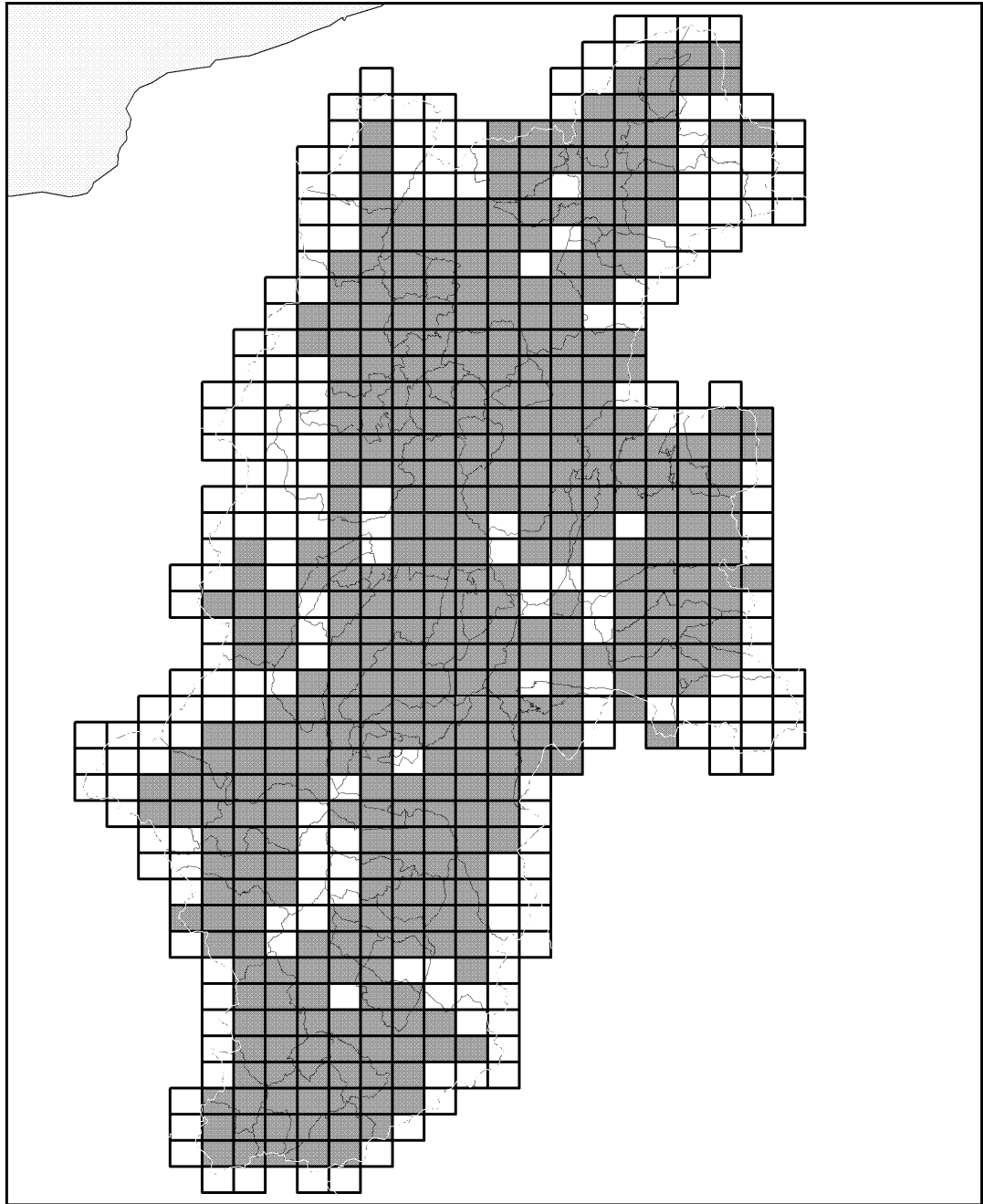


図 6 本調査（2009年・平成21年）による分布図

凡例 ■ 生息する地域（393メッシュ）



長野県内では、南部では従前から分布が継続していたが、北部では百年近くにわたって一旦分布が途絶え、近年分布が拡大（再拡大）してきた。

この区域には明確な境界はないが、県の北部ではそのことにより、大物を対象とする捕獲技術が衰退した地域が見られる。「長野県南部」においても、里地里山から姿を消してしまっていたため、被害が顕在化してきたのは、ここ30年くらいである。

本来昼行性であるイノシシは、高い捕獲圧により一般的に夜行性に習性を変えていたが、近年、昼間に行動するケースも確認されており、昼間に人里で目撃される事例さえ出始めている。

中山間地の農地周辺が藪になってしまったこと、農地や人里に人影が無くなったこと等により、警戒感が薄い個体が増加していることが考えられる。このことは被害の増加、高栄養の農作物の採食による個体数の増加、そして更なる分布の拡大へ繋がる可能性がある。

なお、各地でイノブタの逃亡が分布拡大の要因になっているのではないかとの声もあるが、県内では確実な証拠はない。

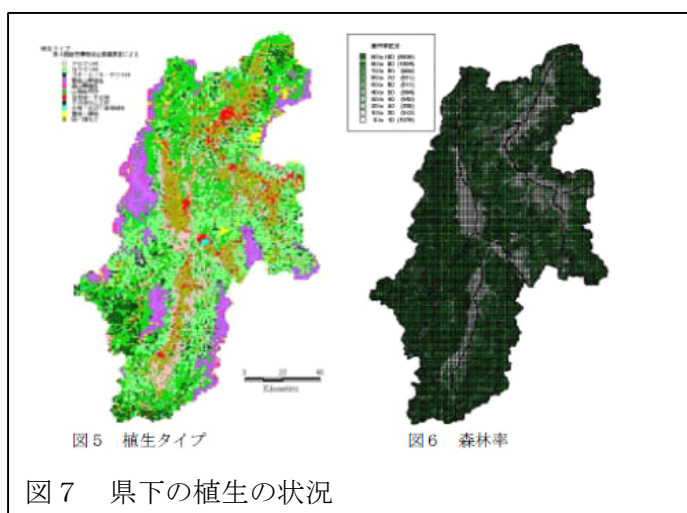
(2) 生息環境

イノシシは草食性の強い雑食性の動物であり、ブナ科の堅果類や草本の根茎、ミミズや甲虫の幼虫等が主な餌であり、萱原に寝屋を造ることから、山地帯の落葉広葉樹二次林などで、要所要所に藪が分布する人為的なかく乱がみられる里山を中心に生息する。

また、泥浴び（ヌタうち）の習性があること、沢蟹等の水棲甲殻類も餌とすることから沢筋等の水辺のある環境を好む。

カモシカ、ニホンジカのような反芻胃を持たないため、消化の良い農作物に依存しやすいこと、農耕地に多いミミズや甲虫の幼虫等が好物であること等から、農地周辺の里山の藪が好適な生息地となっている。特に耕作放棄地の藪は格好の生息

地であり、耕作放棄地の増加が分布の拡大を招いているとの指摘もある。



(3) 被害の発生状況

当初のイノシシ被害は里山で生産される林産物（キノコ、タケノコ等）が主であったが、近年ではその9割以上が農業被害である。なお、近年1.6億円から1.8億円で高止まりの傾向を呈している。（図8）

この原因としては、効果的な被害防除対策の普及、有害捕獲や狩猟等の増加の他、被害対象となるべき農地の減少（図9）等が考えられる。

農業被害額の内訳は、平成20年度で水稻が52%、果樹19%、野菜、イモ類が10%前後となっており（図10）、食害だけでなく踏み荒し、掘り起こし等による被害も発生している。

地域別の被害状況は、被害額で見ると、多い順に下伊那、長野、上伊那であるが、被害量では松本、長野、下伊那の順であり、果樹被害発生している地域で被害額が多い傾向がある。（図11）

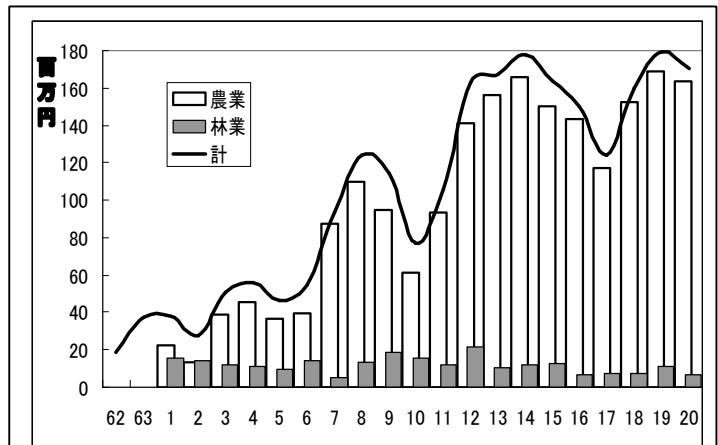


図8 農林業被害の推移（再掲）

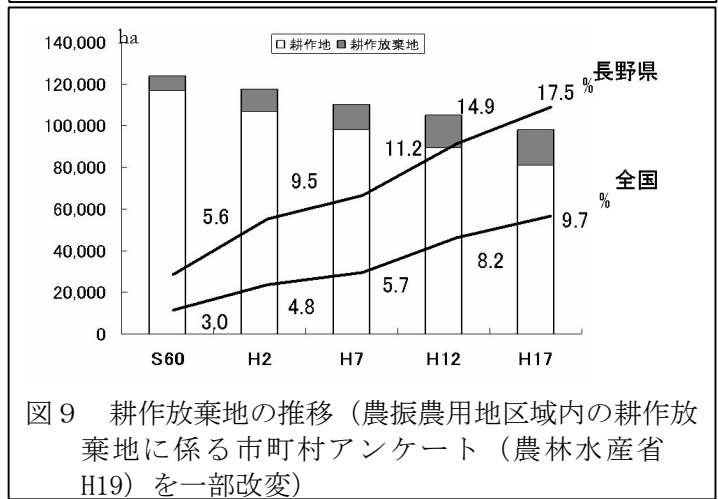


図9 耕作放棄地の推移（農振農用地区域内の耕作放棄地に係る市町村アンケート（農林水産省H19）を一部改変）

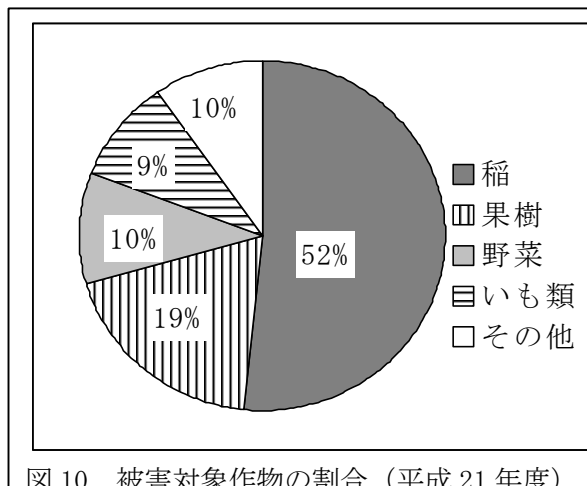


図10 被害対象作物の割合（平成21年度）

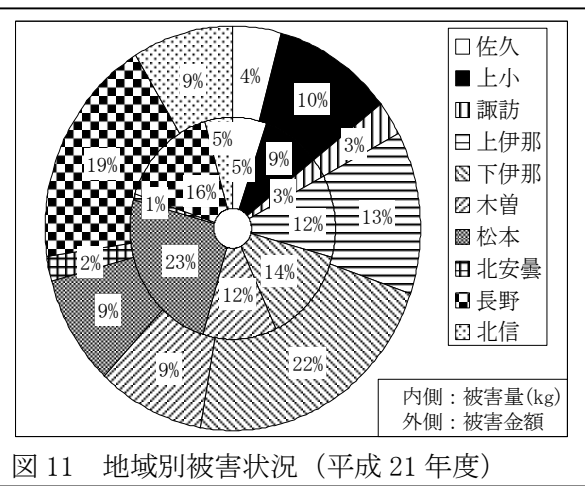


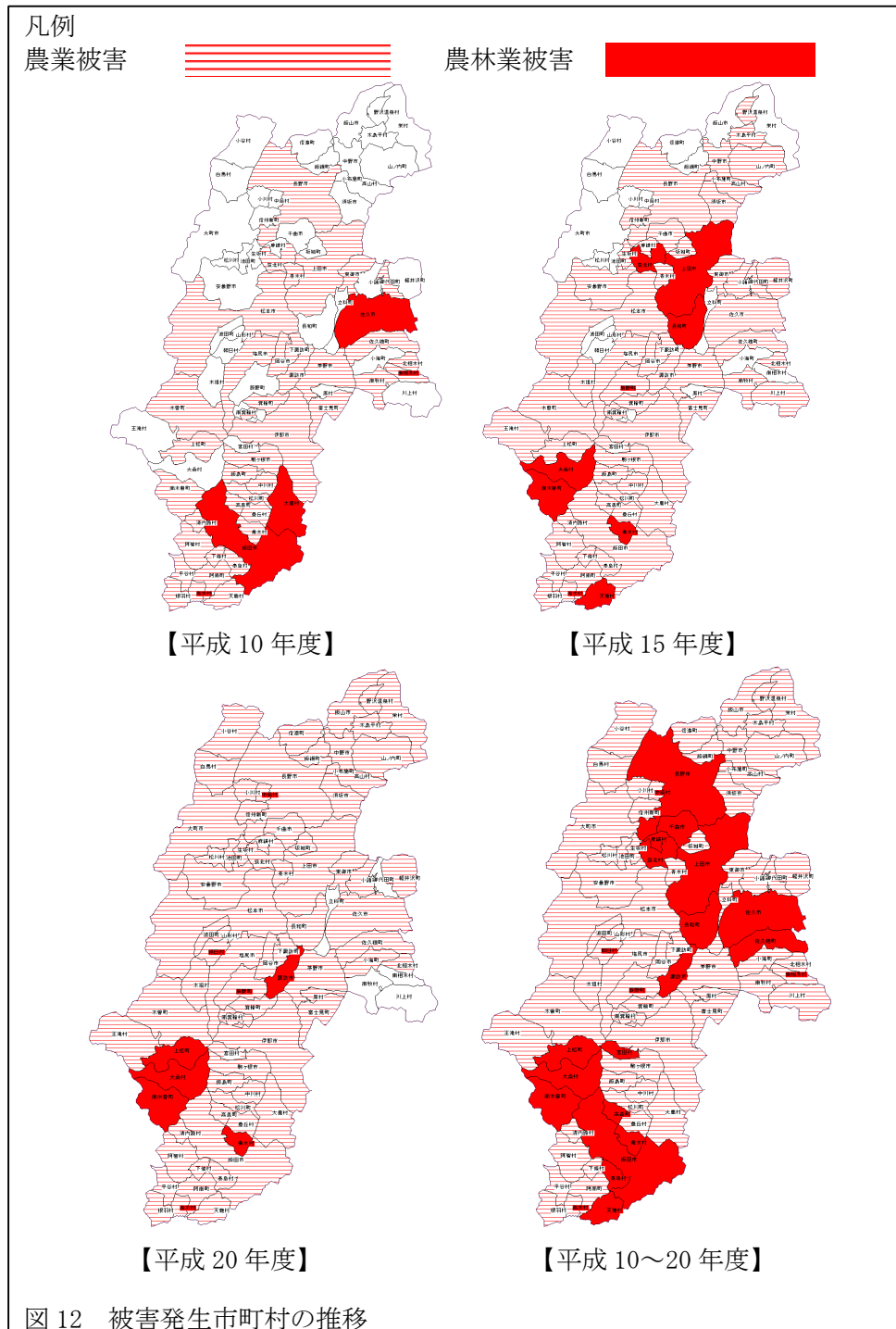
図11 地域別被害状況（平成21年度）

その他に、運動場、公園、牧場等の掘り起こしといった被害も各地で発生している。

なお、数年に1回程度の件数であるが、人里に出てきて暴走したイノシシ

による人身被害も発生している。

分布の拡大とともに被害も北上し、現在では県下の全市町村で何らかの被害が確認されている。(図 12)



(4) 被害防除の状況

ア 捕獲以外の被害防除対策の状況

捕獲以外の被害防除方法としては、柵による物理的な遮断、出没を抑制するための生息環境対策がある。

① トタン柵

イノシシには1.2mの柵を乗り越えるジャンプ力と、50～60kgの重さのものを押しつける力があり、トタン板の強度や形状では物理的に遮断はできないが、目隠し効果により一定の効果を発揮すること、比較的安価で設置も手軽なことから県下各地で導入されている。

なお、隙間があるとそこを破壊して侵入するケースがある。

② ワイヤーマッシュ柵

トタン柵よりは高価だが、強度があること、高さが確保できることから導入されている地域が増えてきている。

上部を外側に折り返して高さを誤認させることにより効果を高めた「忍び返し柵」の導入も始まっている。

なお、目隠し効果がないため、執着の高い農地では繰り返しのアタックにより破壊される危険性もある。

③ 電気柵

電気ショックにより侵入を阻止するものであり、イノシシの場合、柵を登る能力がないため3～4本のプラス線による簡易柵で効果を発揮し、比較的安価であることから各地で導入されている。

一方で、管理不足による漏電等で効果を発揮しない柵、能力的に十分な電圧が確保できない粗悪品の柵等も見受けられ、「電気柵は効かない」という誤解の元になっている。

防護柵	資材の特徴と価格 (m当たり)	囲い方などの ポイント	野生獣の侵入 防止効果
トタン板	幅80cmのトタン板が効果的。200～500円/m程度。	おもにイノシシに対して用いる。隙間をつくらないように設置。	イノシシ：○ シカ：× サル：×
金網フェンス	野生獣に押し広げられにくいように10cm以下の目合いがよい。200円～1,200円/m程度。	対象獣に応じた柵の高さ、接地面の処理が必要。	イノシシ：◎ シカ：◎ サル：×
ワイヤーマッシュ	イノシシ用は、径5mm以上の鉄棒で、目合いは10cm以下（幼獣の侵入防止）のメッシュがよい。250円～500円/m程度。	おもにイノシシに用いる。上部を折り返すと侵入防止効果が高い。またシカを防ぐには2mの高さが必要。	イノシシ：◎ シカ：○ サル：×
ネット	イノシシ、シカは金属線を編みこんだ獣害専用ネット（目合いは10cm以下）が効果的。サルはポリエチレン製・テグス製の網（目合い4～5cm程度）などを使用。200円～1,200円/m程度。	侵入方向にネットを垂らしてイノシシ、シカの侵入防止を図る。	イノシシ：○ シカ：○ サル：○
電気柵 (電線型)	アルミ線、針金あるいは金属線を編みこんだロープなどを使用。250～1,000円/m程度。	漏電防止のため防護柵の中では、最も除草に手間がかかる。サルを防ぐには、侵入に数秒の時間がかかるような工夫が必要。	イノシシ：◎ シカ：◎ サル：○
電気柵 (ネット型)	通電性（金属などを編みこんだ）を持ったネットを使用。1,000～3,000円/m程度。	おもにサルに対して用いる。管理は同上。	イノシシ：◎ シカ：◎ サル：◎

注1) 有刺鉄線による獣の侵入防止効果は低い。注2) 侵入防止効果：◎効果が高い、○効果がある、△効果は限定的、×効果なし

図13 各防護柵の特徴（野生鳥獣被害防止マニュアルー実践編ー2007）

④ 緩衝帯

イノシシは、元来非常に慎重な動物であり、農地周辺の藪の整理や森林の除間伐を実施して見通しが良くなることにより出没が抑制されることから、各地で導入が進んでいる。

ただし、光環境が良くなることにより藪の成長が良くなってしまふことから、継続的な手入れが不可欠であり、集落ぐるみでの導入が重要である。

ウシやヤギを放牧することにより藪を抑制する試みも始まっており、効果を上げている。

なお、放牧の効果はイノシシがウシやヤギを恐れるのではなく、藪が食べられて見通しが良くなること、ウシやヤギの世話などで人が頻繁に近づくことにより発揮される。

⑤ 光、音、臭い

各地で様々なタイプの資材が導入されている。特にイノシシの場合、被害地域の拡大が急であったことから被害に対する経験が浅いためか導入されやすい傾向がある。

本来、イノシシに限らず野生動物は新奇なものを警戒することから効果を発揮しているように見えるだけであり、一定期間で慣れてしまうため、効果的な対策とはいえない。

なお、人毛、木酢液、猛獣の糞尿などについては、飼育個体を使った実験により、喜んで体を擦り付ける、食べる等の行動が確認されており、長期間の効果が望めないどころか、誘引してしまう可能性もある。

いずれの対策にあっても、既に味を占めてしまった農地ではそこに執着する場合があります、侵入される危険が高い。また、一定の対策レベルになっている地域では、他の地域で効果を上げている柵が突破されるなど、より高度な対策が必要となる場合もある。

そのため、イノシシに限ったことではないが、被害レベルの低いうちに対策をとるほうが効果的である。

また、複数の対策を組み合わせることにより、更に効果を上げることができ、特に緩衝帯については、被害対策の基盤として導入することが望ましい。

イ 捕獲対策の状況

イノシシは、鳥獣保護制度発足以来の狩猟鳥獣であり、重要な狩猟資源として捕獲され続けている。

捕獲頭数は昭和 50 年代に 1,000 頭を越え、一時期減少するが、平成に入るところから急増し、現在では年間 5,000 頭程度が捕獲されている。(図 14)

なお、昭和 50 年代半ばの減少は昭和 56 年に狩猟者登録制度が始まったこと等から、狩猟者が

減少したことに関係があると推測される。また、ピークとなった平成 18 年は、ツキノワグマの異常出没が発生した年であり、山の実りの不足によりイノシシの被害も多かったためと考えられる。

捕獲頭数は、昭和 54 年の 1,308 頭が 30 年後の平成 20 年に 4,927 頭と 4 倍近くに増えているが、狩猟は 1,211 頭が 2,164 頭と 2 倍になっただけであり、有害鳥獣捕獲の増加が 97 頭から 2,763 頭と急増したことが大きな要因になっている。(図 15、16)

しかし、現在でもほぼ半数は狩猟であり、捕獲における狩猟の役割は未だ大きい。

なお、捕獲の増加にもかかわらず被害推移から見ると必ずしも被害の軽減につながっている

とはいえないが、多くの捕獲を行っていることにより「現在の状況で済んでいる」ことを評価する必要はある。

有害鳥獣捕獲の地域別の状況は、平成 20 年度現在で多い方から下伊那、木曾、長野となっているが、必ずしも被害の大きい地域の捕獲数が多いわけ

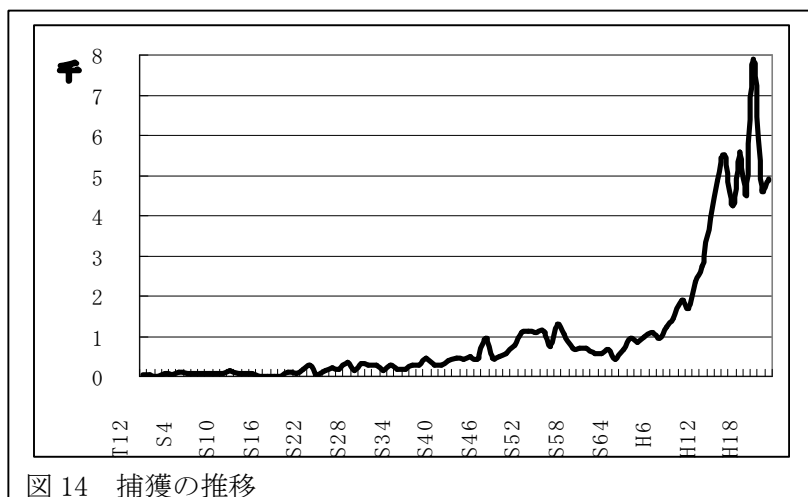


図 14 捕獲の推移

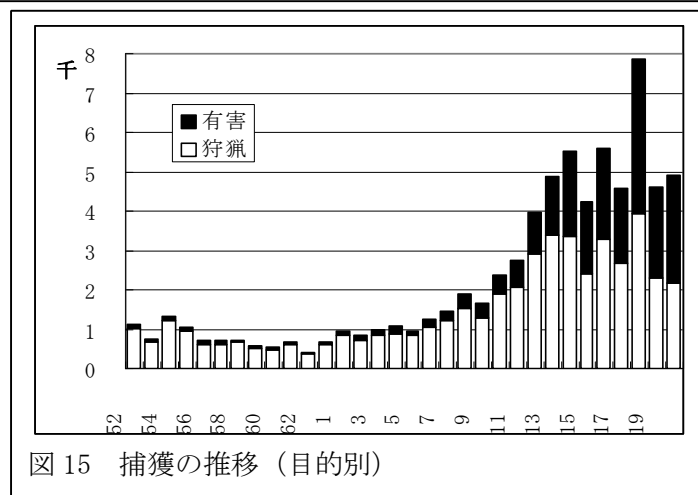


図 15 捕獲の推移 (目的別)

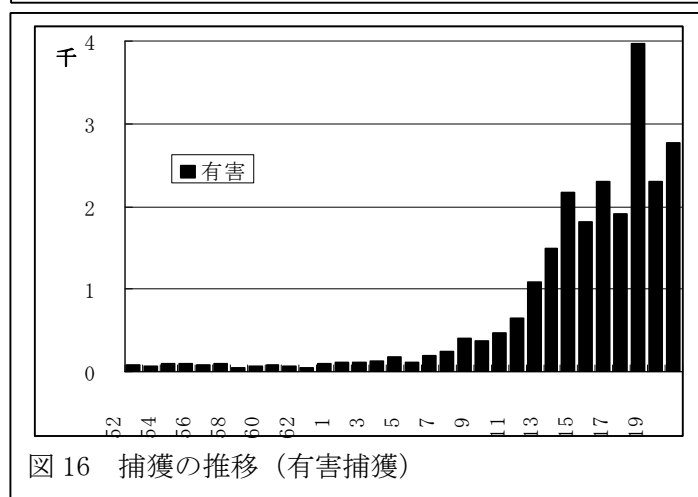


図 16 捕獲の推移 (有害捕獲)

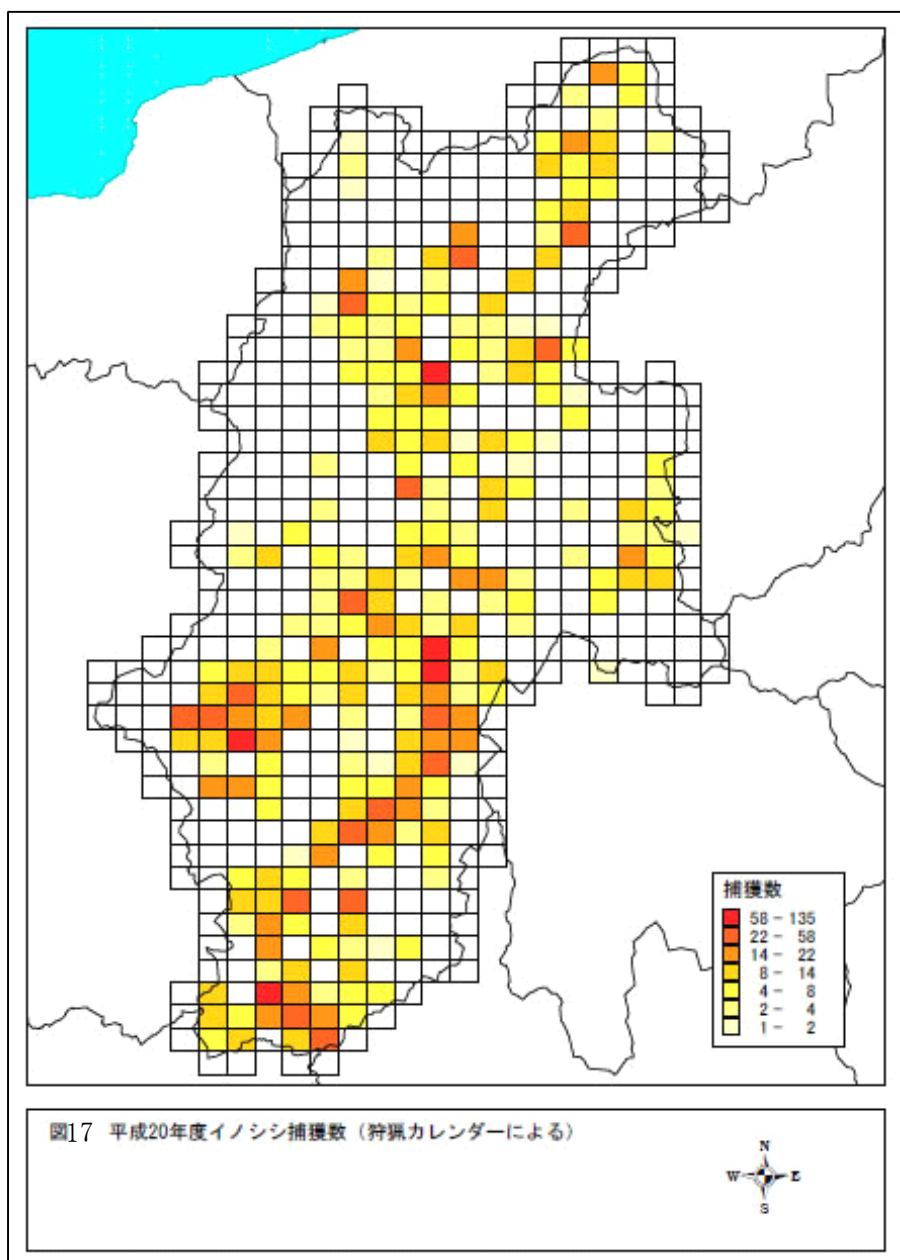
はない。

近年、農業被害者が被害対策の一環として狩猟免許を取得するケースが増えており、捕獲方法はワナが増加しつつあるが、狩猟については平成19年のククリ罟の径の規制（短径12cm以下）の施行により、各地で捕獲数が減少しており（表1）、捕獲対策の一翼を担う狩猟を推進するための課題となっている。

単位：頭

年度	ワナによる狩猟	全体の狩猟
H16	275	496
H17	193	437
H18	324	528
H19	76	269

表1 木曾地域におけるイノシシ猟の状



ウ 捕獲

繁殖力が高いため、被害が軽減できるほど捕獲圧をかけることが実質的には困難である一方、うまく加害個体が捕獲できた場合に被害が収まる事例があることから、許可捕獲はあくまでも被害防除の一つの方法として位置付け、被害地周辺で行う。

なお、生息密度の増加抑制及びイノシシの人に対する緊張感を醸成するため、狩猟を推進する。

(2) 保護管理の基本方針

- 今期計画中は被害の「被害防除」「捕獲」「生息環境の整備」の各施策を実行しながら、生息状況や被害状況、捕獲状況等のモニタリングを行い、本計画を見直していくものとする。(図 19)

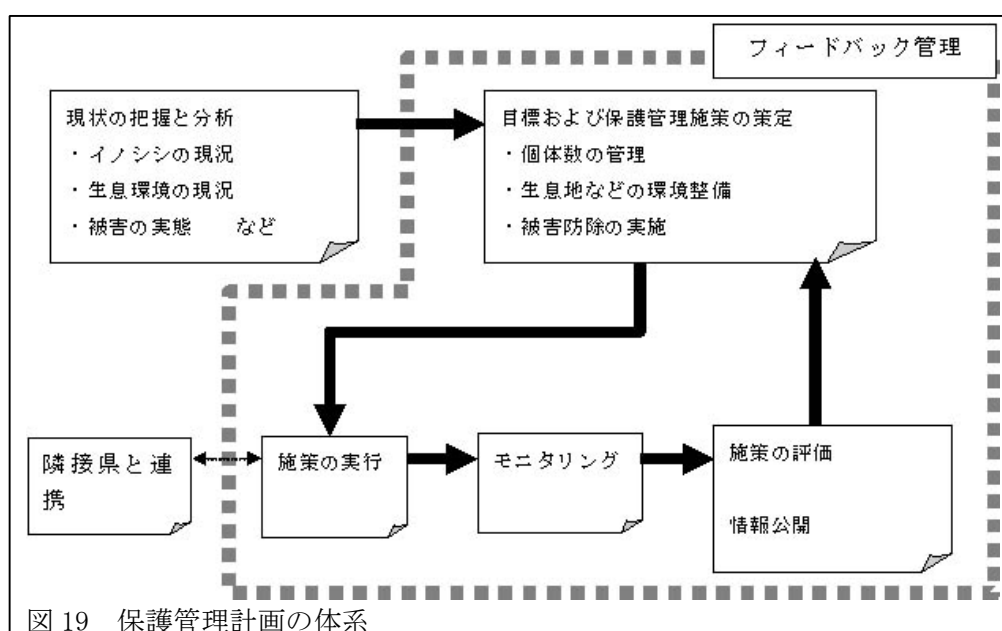


図 19 保護管理計画の体系

- 特に、今期計画中は被害防除を重点とする総合対策を推進することとするが、捕獲や被害等の継続的なモニタリングを実施し、個体群の急激な変化が予測される場合には、適切な捕獲管理等を検討する。
- 計画の見直しには、学識経験者・狩猟団体・農林業者・自然保護団体等からなる「特定鳥獣保護管理検討委員会」の評価・提言を受けるとともに、適切な情報公開により、関係者との情報の共有及び合意形成を図る。
- イノシシの生息分布は県外に連続することから、関係する県と連携しながら施策を進める。

7 保護管理の実施

(3) 保護管理の実施方法等

生息環境の整備、被害防除、捕獲等は地域の実情にあわせて下記により実施する。

ア 生息環境の整備の考え方

人里に寄せ付けないため生息環境の整備は、緩衝帯整備を基本として行う。

緩衝帯整備は、人里や農地と森林地域との間を明確にし、イノシシを出没しづらくさせるため、人里や農地周辺の藪の刈払いや森林の除間伐・枝払いにより行う。

なお、緩衝帯単体では馴れが生じてしまうが、防護柵等の被害防除とあわせて実施することにより、より効果が上がること、防除施設の見回り補修等がし易くなること、更には見通しがよくなることにより銃猟が安全かつ効率的に実施できるようになること等から、イノシシの保護管理の基盤整備として位置づけて推進する。

実施に当たっては、被害情報マップを活用し、山際のみでなく侵入のための移動経路となり得る河川敷、大規模道路や鉄道沿いの藪等についても、管理者等と調整しつつ対応を検討する。

また、集落周辺の放置された竹林はイノシシの生息数増加の原因となることから、利用の状況等を勘案しつつ必要であれば伐採する等の整備を推進する。

更に、野菜や果実の取り残しや廃棄果実や生ごみの放置は、餌付けと同様に人馴れを促進させ農林業被害や人身被害の誘因となることから、全数の収穫及び埋設など適切な処理を徹底する。

イ 被害防除の考え方

農業被害の防除は、柵の設置を基本とし、被害情報マップを作成し集落の被害状況や防除の現状を把握したうえで、適正に維持管理を前提に設置することとし、必要に応じ専門家の指導を受ける。

特に、電気柵は適切な維持管理が不可欠なことから、導入に当たっては管理体制を明確にする。

なお、農業基盤整備等にあたっては、「守り易い」農地の配置についても検討する。

ウ 捕獲に当たっての考え方

イノシシは1回に平均4.5頭を出産し、その半数が成獣となるという高い繁殖力を持ち、減少させるためにはその生息数の半分を獲り続けなければ

ばならないといわれている。

狩猟者の減少高齢化が著しく（図21）、他の鳥獣に対しても必要な捕獲圧をかけなければならない現状の中で、イノシシに対してそれだけの捕獲圧を加え続けることは非常に困難である。

しかし、イノシシ被害に対して捕獲対策が効果的でないわけではなく、うまく加害個体が捕獲できた場合に被害が収まる事例もある。

イノシシは、ニホンジカ同様に被害の程度と生息密度が比例する動物

ではあるが、ニホンジカと異なり山中全ての植物を食い尽くすようなことはないため、人里や農地にさえ出てこなければ大きな問題はないといえる。

そのため、許可捕獲はあくまでも被害防除の一つの方法として位置付け、加害個体の捕獲を目的に、被害地周辺で被害の発生後速やかに行うこととする。これは、無秩序な捕獲によりイノシシを追い散らし、分布を拡大することの防止にも繋がる。

なお、許可捕獲の実施にあたっては、適法な捕獲に努め、イノシシ以外が捕獲された場合には適正に放獣することとし、檻による捕獲を行う場合には天井部分に直径30cm程度の穴を開けツキノワグマやニホンザルが錯誤捕獲された場合にも逃げられる構造とするものとする。

狩猟については、イノシシの人里に対する警戒感を持続させ、緊張感ある棲み分けを実現するためには不可欠であることから、以下の推進策を講じる。

- 1 狩猟期間の延長
- 2 ククリ罠の径の規制の解除
 - * それぞれの措置の実施にあたっては、特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）と整合を図る。
 - * ククリ罠の規制解除の期間は、当該規制措置の大きな理由がツキノワグマの錯誤捕獲防止であったことに配慮し、多くのツキノワグマの冬ごもりに入ったであろう時期から狩猟期間終了の日までとする。なお、規制解除の開始時期については、専門家等の意見を聞きながら狩猟期前に定めることとし、必要に応じ見直す。

また、狩猟者の減少高齢化が著しい現状を踏まえ、更には許可捕獲も狩

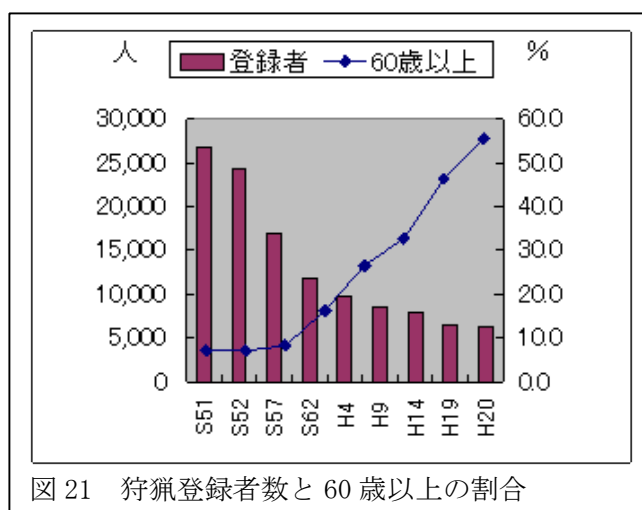


図21 狩猟登録者数と60歳以上の割合

猟も最終的には被害の軽減につながることから、捕獲対策は狩猟者のみに頼るのではなく、地域の農家や住民の協力のもと集落ぐるみの対策として実施することを検討する。

なお、従来のオリ・ワナによる捕獲は、幼齢個体の捕獲が多く生息数の低減に繋がりづらいつの指摘もあるので、最新情報を収集し普及を図る。

エ 餌やりの禁止

イノシシに限らず、餌やりや餌付けは、人馴れを促進させ農林業被害や人身被害の誘因となったり、本来の野生を失わせてしまい生態系の攪乱につながる事等から餌やり行為の禁止について、観光客も含めた一般市民に啓発を行う。

オ 放獣等の禁止

全国各地でイノブタの逃亡がイノシシの分布拡大の要因になっているのではないかとの声もあり、北海道、房総半島、対馬、五島列島への侵入は人為的要因であることがほぼ確実であると考えられている。

県内ではこれらのことが行われている確実な証拠はないが、これら行為は、野生のイノシシ本来の遺伝的多様性を失わせるばかりでなく、人獣共通感染症が蔓延する危険性が高いことから、絶対に行わないこととする。

カ 森林の整備

森林については、広葉樹林の保全や針葉樹林の針広混交林への誘導、間伐実施による下層植生の回復などイノシシの生息地となりうる多様な森林の保全及び整備を推進する。

(4) 普及啓発

県及び市町村は、連携しながら保護管理計画実施のために、下記の普及啓発活動を実施する。

ア 保護管理計画の実施に当たり、住民の協力と理解を得るため、広報などを活用し啓発を図る。

イ 特に観光客や別荘住民等を対象に餌やり行為の禁止などの普及啓発に努める。

8 モニタリング等の調査研究

科学的・計画的な保護管理を進めるため、県と市町村は協力してモニタリングを行うこととし、その結果を評価し効果的な被害対策等に活用するほか必要に応じて保護管理計画等の見直しの検討を行う。

(1) 長期モニタリング

目的：地域個体群の動向の把握により、計画の見直しや次期計画策定のためのデータの収集

時期：概ね5年ごと若しくは短期的モニタリングの結果等により、計画見直しの可能性が生じた時点とする。

調査項目：生息状況（分布、地域個体群の動向等）、生息環境、被害状況

(2) 短期的モニタリング

目的：被害対策等へ活用、長期モニタリングのためのデータの収集及び計画の実行状況チェックのための指標の収集

時期：毎年

調査項目：被害情報マップ（被害状況、防除状況等）、捕獲記録（様式例1）、出猟カレンダー（様式例2）によるCPUE（捕獲数や単位捕獲努力量あたりの捕獲数）、WPUE（出合い率）

9 計画の実施体制

効果的な保護管理施策を実施するにあたっては、県、市町村、農林業団体、集落の住民等の関係者が協同で取り組むこととする。

特に被害対策においては、一組織や一個人のみによるのではなく、各組織や集落住民が施策に積極的に参画し実施する。

なお、計画を実行するにあたり、それぞれの機関の役割を次のとおりとする。

(1) 県

県は、以下の体制により、被害対策のための基礎調査、被害集落や市町村の支援に当たる他、被害集落や市町村と共同して対策の実施にあたる。

ア 野生鳥獣被害対策本部

野生鳥獣被害対策の推進本部として、県内の被害対策に関する施策について、総合的な調整及び効果的な推進を図るとともに、国、隣接県等に対し、必要な調整及び働きかけを行う。

イ 被害防除対策チーム（県現地機関）

地域における被害の相談窓口となる他、被害集落や市町村の被害防除の実際の支援にあたる。

ウ 野生鳥獣被害対策支援チーム（県研究機関、大学、NPO等の専門家）

専門的な見地から、被害防除のための技術的助言、指導を行う他、実行された被害対策の分析、評価を行い、有効な対策の普及を図る。

エ 鳥獣保護管理対策協議会

地域における関係者間の連絡調整を行い、広域の被害情報の共有や広域防除等の連携を進める。

(2) 市町村

地域の被害状況、地域の住民意識等を把握し、集落ぐるみの効果的な被害

対策の推進のための合意形成を推進するとともに、被害集落の支援、対策チームと共同しての対策の実施にあたる。

(3) 集落

ア 被害集落

対策チーム、市町村との共同により集落ぐるみの被害対策を実施する。

イ 農林業者

被害を発生させないための防除対策、生息環境整備に努める。

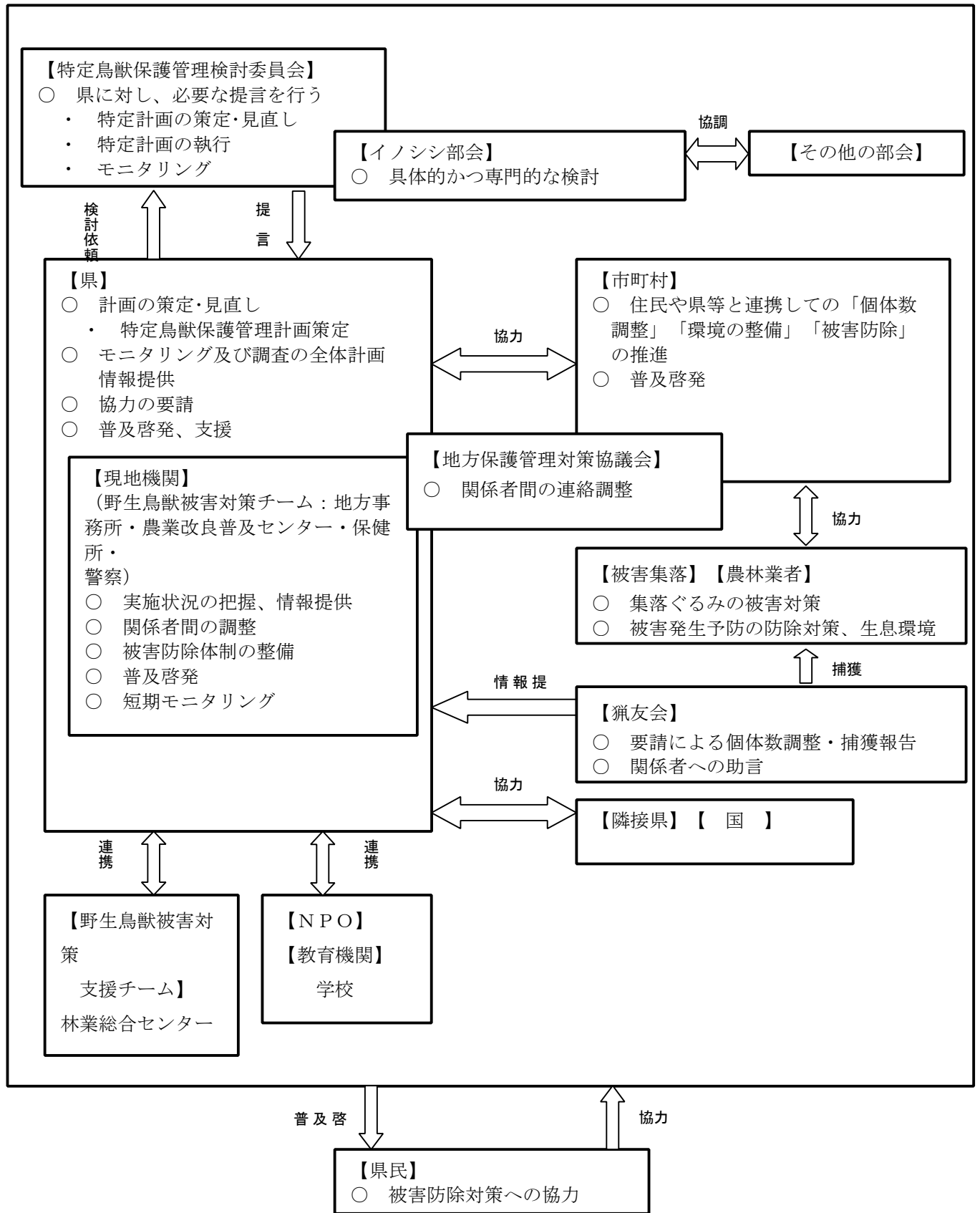
(4) 狩猟者

野生鳥獣の捕獲技能者、有識者として、捕獲対策、基礎調査に協力するとともに、狩猟を通してイノシシとの緊張関係を構築する。

(5) 県民

イノシシとの緊張感ある棲み分けと農林業被害の軽減が、最終的にはイノシシと人との共存に繋がることを理解し、野生鳥獣被害対策にそれぞれの立場で協力する。

(参考) 第2期特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)の実施体制



(様式例 1)

捕 獲 記 録 表

市町村名 _____

出猟 月日	使用猟具	捕獲した地域のメッシュ番号								ワナの 設置数	ニホンジカ		イノシシ			従事者数	備考
		5	4	3	8	7	1	7	2		オス	メス	オス	メス	幼獣		
記入例 1/18	銃・くくり・ 箱罠・囲罠	5	4	3	8	7	1	7	2		1	2				5 人	1頭 妊娠中
記入例 2/15	銃・くくり・ 箱罠・囲罠	5	4	3	8	7	1	7	2	4				1	2	人	
	銃・くくり・ 箱罠・囲罠														人		
	銃・くくり・ 箱罠・囲罠														人		
	銃・くくり・ 箱罠・囲罠														人		
	銃・くくり・ 箱罠・囲罠														人		
	銃・くくり・ 箱罠・囲罠														人		
	銃・くくり・ 箱罠・囲罠														人		

- * 1 許可捕獲の実施に際してすること。
- * 2 出猟するも捕獲実績（猟果）がなかった場合は、太枠内のみ（出猟月日・使用猟具） 記入すること。
- * 3 捕獲した個体で何か気がついたことは備考欄に記入してください。

(様式例2)

出 獵 カ レ ン ダ ー

長野県

氏 名		狩猟者登録番号	わな	第1種
-----	--	---------	----	-----

出獵 月日	使用猟具	捕獲した地域のメッシュ番号								ワナの 設置数	ニホンジカ		イノシシ			グループ猟 同行者人数	備考
		5	4	3	8	7	1	7	2		オス	メス	オス	メス	幼獣		
記入例 1/18	銃・くくり・ 箱罾・囲罾	5	4	3	8	7	1	7	2		1	2				5 人	1頭 妊娠中
記入例 2/15	銃・くくり・ 箱罾・囲罾	5	4	3	8	7	1	7	2	4				1	2	人	
	銃・くくり・ 箱罾・囲罾															人	
	銃・くくり・ 箱罾・囲罾															人	
	銃・くくり・ 箱罾・囲罾															人	
	銃・くくり・ 箱罾・囲罾															人	
	銃・くくり・ 箱罾・囲罾															人	
	銃・くくり・ 箱罾・囲罾															人	

- * 1 このカレンダーは狩猟者登録証と一緒に返納してください。
- * 2 狩猟者登録証の捕獲報告欄（裏面）には、この出獵カレンダーの捕獲頭数をシカ・イノシシ別に合計してご記入ください。
- * 3 グループ猟の場合は捕獲頭数が重複しないようにするため、代表者の方が記入してご提出ください。
- * 4 出獵するも捕獲実績（猟果）がなかった場合は、太枠内のみ（出獵月日・使用猟具）ご記入ください。
- * 5 捕獲した個体で何か気がついたことは備考欄にご記入ください。

長野県野生鳥獣被害対策基本方針

平成19年11月21日

長野県

目 次

1	はじめに	1
2	基本的な方針	1
3	実現のための基本目標	1
4	被害と対策の現状及び今後の方針	2
	(1) 総論	2
	(2) 各論	5
	① ニホンザル	5
	② ニホンジカ	6
	③ カモシカ	7
	④ ツキノワグマ	8
	⑤ イノシシ	9
	⑥ 鳥類	10
	⑦ 外来種	12
5	推進体制	12

1 はじめに

近年、①暖冬寡雪等の気象条件の変化や燃料革命に起因する里山の変化に伴って野生鳥獣の生息環境が良くなってきたこと、②耕作放棄地の増加と中山間地域における人の活動の低下、狩猟等の圧力の低下などによって集落の野生鳥獣に対する抵抗力が弱まってきたこと等により、野生鳥獣による農林業被害は深刻化しており、中山間地域の維持を図るうえで重大な支障となっている。

特にニホンジカにおいては、生息密度の急激な増加により、自然植生の消滅と土壌流出による森林の防災機能等の低下、高山帯への分布拡大と高山植物帯の植物相破壊等の自然被害も発生してきている。

県では、特に被害の大きなカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、について、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく「特定鳥獣保護管理計画」に沿って、林務部、農政部、生活環境部、衛生部が連携し、防護柵や緩衝帯の設置、加害個体等の捕獲を推進してきたが、より一層の被害防除対策が喫緊の課題となっている。

このため、野生鳥獣による「人身被害の回避」や「農林業被害の軽減」、またニホンジカにおいては「自然被害の軽減」を図ると共に、「棲み分けによる人と野生鳥獣の共存」の実現を目指すため、林務部、農政部、生活環境部、衛生部に商工部、観光部、県警察本部を加えた関係機関が連携し、県庁に「野生鳥獣被害対策本部（以下「対策本部」という。）」、各地区に「野生鳥獣被害対策チーム（以下「対策チーム」という。）」を設置し、総合的、複合的な対策を強化していくこととする。

2 基本的な方針

野生鳥獣による農林業や自然に対する被害を防止するため、「防除対策」「捕獲対策」「生息環境対策」を、地域の状況に応じ、具体的な目標に基づき、総合的に実施することとする。

さらに、野生鳥獣被害対策への集落の取組み意欲を喚起するために、捕獲したニホンジカなどを地域の資源として有効活用する「ジビエ振興対策」を加え、4つの対策を柱として被害対策を推進し、野生鳥獣に負けない集落の実現を図ることとする。

3 実現のための基本目標

(1) 短期的目標

① 野生鳥獣に負けない集落づくり

《被害集落（1, 300）における対策の計画と実行》

激甚な被害の発生している集落から、順次合意形成を図りながら、計画を策定し被害対策を実行する。

② 長野県の自然・農林業をニホンジカから守るための捕獲の促進

《生息数62, 000頭を31, 000頭に》

毎年8, 300頭を捕獲し、生息密度を低減することにより、被害の軽減を

図る。

(2) 長期的目標

野生鳥獣との緊張感ある棲み分けの実現と農林業被害の軽減

森林地域においては、野生鳥獣の生息環境を確保するため、多様な森林づくりを進め、里山においては、野生鳥獣との棲み分けを積極的に進めるため、緩衝帯整備を進める。

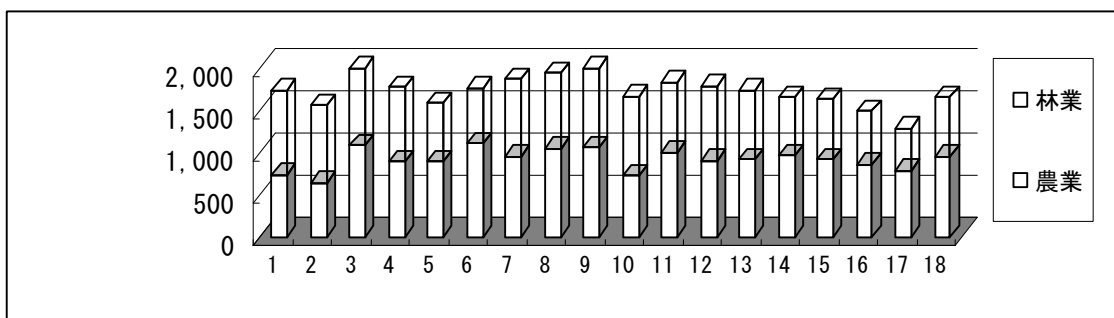
4 被害と対策の現状及び今後の方針

(1) 総論

① 被害の現状

県内の農林業被害は、一時は20億円を超えたが、近年は15億円前後を推移している。

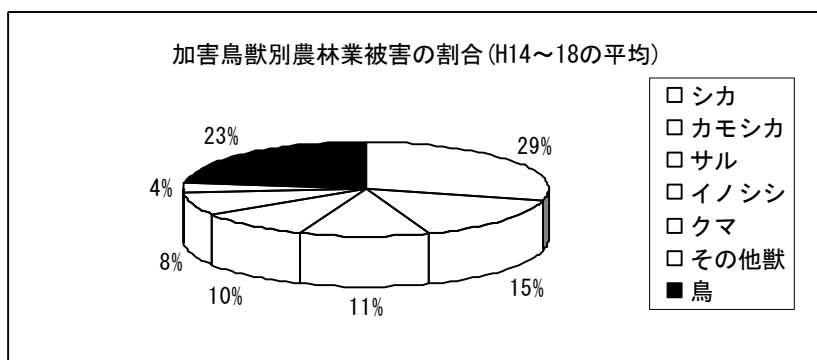
なお、平成18年度は増加に転じており、予断を許さない状況となっている。



加害鳥獣の主なものは、

農業被害では①イノシシ、②ニホンザル、③ニホンジカが3.4億円(過去5カ年の平均)と全体の半数近くを占める。

林業被害では①ニホンジカと②カモシカが4.5億円(同前)で全体の8割を占めており、獣害が被害の大きな部分を占めている。



これら統計上の被害の他に、耕作意欲の減退、耕作の放棄、中山間地域の活力低下等も引き起こしており、被害区域の拡大、被害対象の拡大等も相まって、被害意識は更に大きなものとなっている。

② 対策の現状

被害対策については、防護柵や忌避材等の防除資材の使用、人や犬による追払い等の「防除対策」、有害捕獲、個体数調整による「捕獲対策」が被害者自らの取り組みや、国、県、市町村等からの助成により各地で行われている。

また近年、野生鳥獣の出没しにくい環境造成のための緩衝帯整備や生ゴミや廃果等の誘引物の除去等の「生息環境対策」が始まっている。

これらの対策は、加害鳥獣、被害対象、被害や対策の経験、地域の特徴などにより、県下各地で様々なレベルで行われている。

概して、被害が発生し始めたばかりで対策の経験が浅い地域では、往々にして加害鳥獣の生態に即さない対策や、手軽ではあるが有効性に疑問のある対策が行われやすい傾向があり、「捕獲対策」のみに頼ろうとしがちである。

それに対して、果樹地域などの被害や対策の経験の長い地域では、集落ぐるみで適正な対策が進み、「野生鳥獣に負けない集落」のモデルになり得る地域も出始めている。

なお、農家単位でも、加害鳥獣の生態に即した地道な対策を行い、一定の成果を上げている方達も現れてきている。

③ 今後の対策方針

- ・ 原則的として集落合意を進め、集落ぐるみで計画を作成し実施することとする。
- ・ 計画に際しては、対策開始前に、対策チーム、市町村、集落住民等による集落チェックを行ったうえで、とるべき対策を決定することとする。なお、単独の対策でなく、いくつかの対策を複合的に組み合わせた総合対策として実施することとする。
- ・ 集落チェック、対策を決定の際は必要に応じ、野生鳥獣被害対策支援チーム（以下「支援チーム」と言う。）の指導を受けることとする。
- ・ 対策は専門の業者や一部の者に任せるのではなく、集落住民を中心に、対策チーム、市町村の共同により実施することとする。
- ・ 実施した対策については、適宜支援チームによる評価を受け、必要に応じ見直し、増強等を行うこととする。
- ・ なお、それぞれの実施に当たっては「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく「鳥獣保護事業計画」、さらに、カモシカ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマについては、同法に基づく「特定鳥獣保護管理計画」と整合を図ることとする。

a 防除対策

- ・ 防除対策は、加害鳥獣の生態に即した、正しい知識に基づく防除機材を適正に維持管理しながら使用することとし、必要に応じ専門家の指導を受けることとする。
- ・ 電気柵は適切な維持管理が不可欠なことから、導入に当たっては管理体制を明確にすることとする。

- ・ 音、光、臭い等による対策は、野生鳥獣の学習効果による慣れが生じるため、導入にあたっては十分留意することとする。
- ・ 防除施設の設置は、地域住民を交えた集落ぐるみでの実施が望ましい。

b 捕獲対策

- ・ 捕獲対策は、狩猟者のみに頼るのではなく、集落ぐるみの対策として実施することとする。
- ・ 捕獲は、問題個体の排除や生息密度の低減等の効果はあるが、それのみの被害対策には限界があることに十分留意することとする。
- ・ 狩猟者が野生鳥獣との緊張関係を構築するための重要な役割を担っていることを評価し、狩猟者の育成、確保に努めることとする。

c 生息環境対策

- ・ 緩衝帯整備、生ゴミや廃果等の誘引物の除去等の野生鳥獣の出没しにくい環境を造成するため生息環境対策は、今後長期間に亘って野生鳥獣との緊張関係を保つための基本となるものであることから、総合対策を進めるにあたって、明確に位置づけることとする。
- ・ 餌付けは、野生鳥獣の人馴れを促進し、野生鳥獣被害の端緒となることから、絶対に行わせないこととする。
- ・ 野生鳥獣の生息環境を確保するための多様な森林づくりのために、間伐等森林整備、針広混交林の造成を積極的に推進することとする。

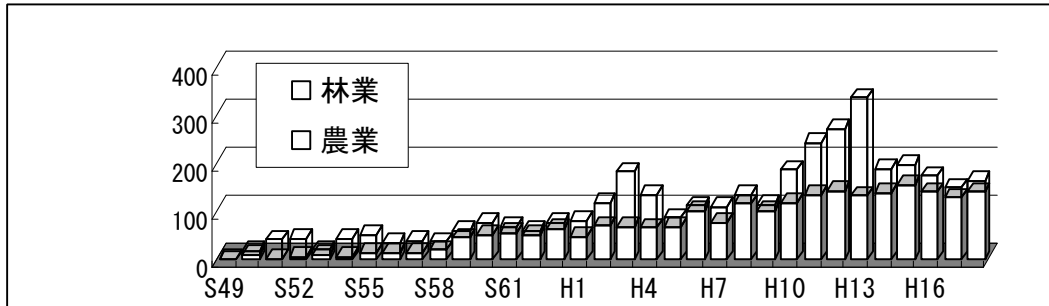
d ジビエ振興対策

- ・ 野生鳥獣被害対策を推進するための取組意欲を喚起するとともに、農山村の活性化につなげるため、ジビエ振興対策を進めることとする。
- ・ 当面の間、緊急的な捕獲促進が必要なニホンジカを対象とする。

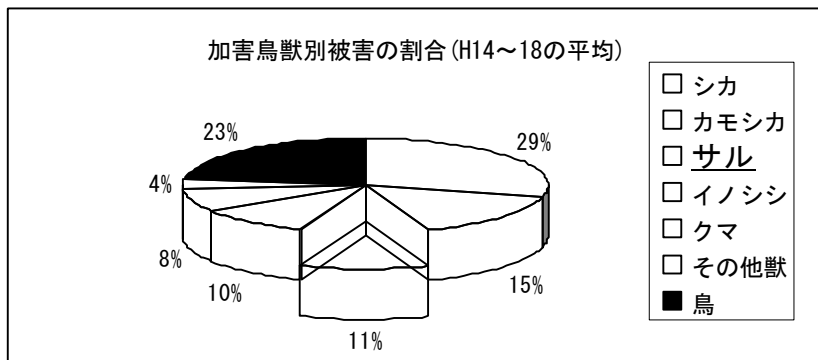
(2) 各論

① ニホンザル

a 被害の現状



ニホンザル被害は果樹、水稻、野菜等が食害される農業被害、シイタケ、タケノコ等が食害される林産物被害、造林木が剥皮される林木被害があり、平成18年度の被害は1.6億円に達しており、ニホンジカ、カモシカに次ぐ被害額となっている。



また、農林業被害が激しい地域周辺において、瓦を割られる、人家に上がりこんでしまう等の生活被害、人身被害も継続的に発生している。

b 対策の現状

ニホンザルは「登る動物」であることから、単なる柵や網では効果がないため、電気柵の導入が進んでいる。

維持管理の不足による漏電や切断によって効果を発揮していないものも見受けられるが、集落での共同管理により高い効果を発揮している事例も増えてきている。

物理柵としては、しなってしまうために登りづらい柵（猿落君）が導入されており、電波発信器等による行動把握と塩ビパイプ製の簡易なロケット花火発射器による追払いの組み合わせにより、効果を上げているところもある。

最近、犬を使った追払いが高い効果を上げているが、犬の選別基準や効果的な訓練方法、防除効果の及ぶ範囲等の十分な検討が必要である。

c 今後の対策方針

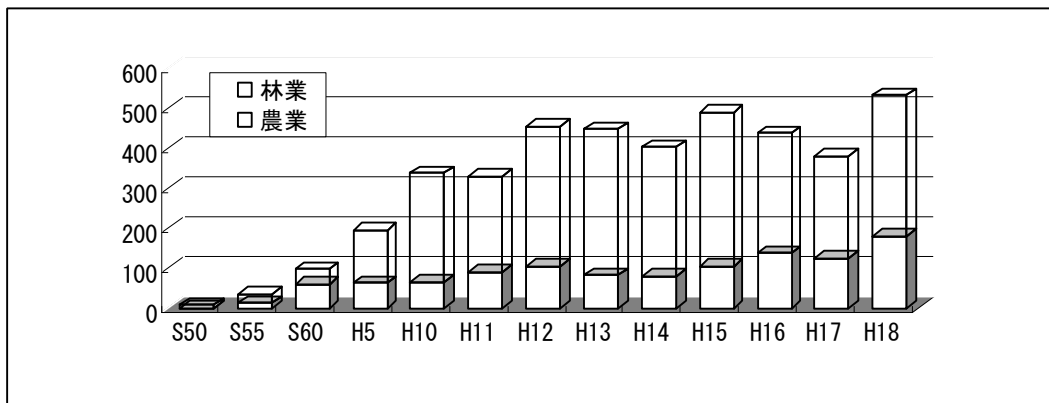
- ・ ニホンザルの被害は、特定の個体（群れ）により発生することから、捕獲は加害個体（群れ）を特定して実施しないと効果がないこと、無秩序な

捕獲は群れの分裂や分散を招き被害を拡大させる可能性があること等から、必要に応じ支援チームの指導を受けながら計画的に行うこととする。

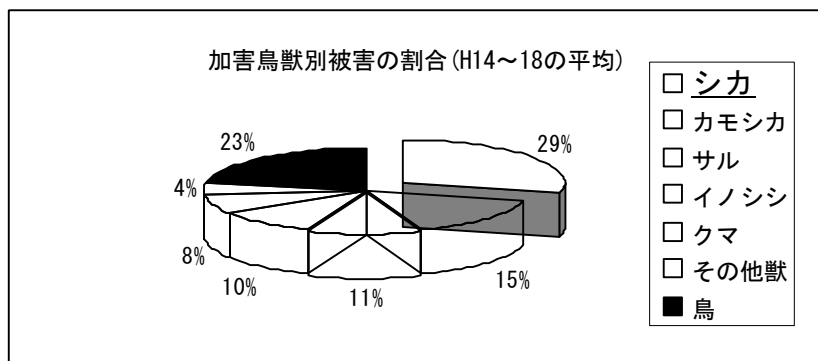
- ・ 人馴れが進んでいない加害レベルの低い群れや個体には、防除対策の効果が上がりやすいことから、なるべく早いうちに対策をとり、加害レベルを上げないように努めることとする。

② ニホンジカ

a 被害の現状



ニホンジカ被害は造林木の枝葉の食害、樹幹部の剥皮害及び野菜や果樹の食害、水稻の踏み荒し等の農林業被害があり、平成18年度の被害は5.3億円に達しており、野生鳥獣被害の最大のものとなっている。



また、生息密度の高い南アルプス、中信高原において自然植生の消滅と土壌流出による森林の防災機能等の低下、高標高域への分布拡大と高山植物帯の植物相破壊等の自然被害も発生しており、食草の消滅による高山蝶への影響やカモシカとの種間競争も懸念されている。

b 対策の現状

ニホンジカは、各地域で捕獲が推進されており、平成18年度には9,000頭以上が捕獲されている。

林業被害に対する防除は、物理柵で防除可能であるが、突入に耐える強度と飛び越えられない高さが要求されるため、恒久柵となり費用が嵩むことから小面積での費用対効果は低く、大規模な造林地の保護での利用が一般的である。

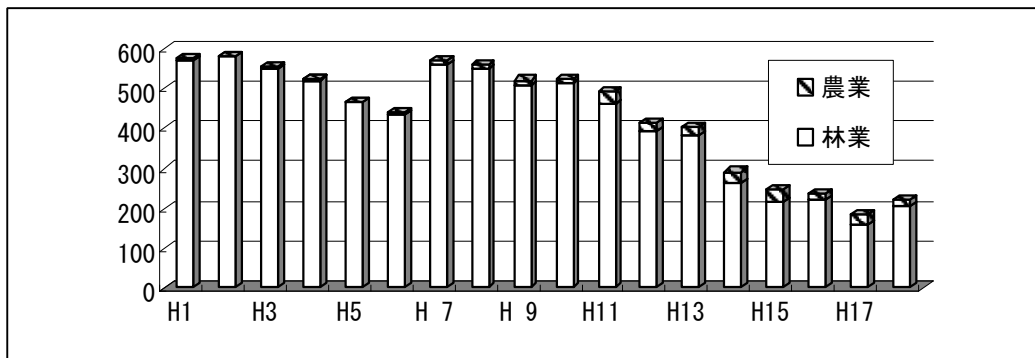
また、食味による忌避剤、食害防止チューブ等も利用されている。
 農業被害に対しても、恒久柵が基本であり、集落そのものを囲む設置により被害を防いでいる事例がある。
 また最近、県林業総合センターで簡易型の物理柵が開発され、一部で使われている。

c 今後の対策方針

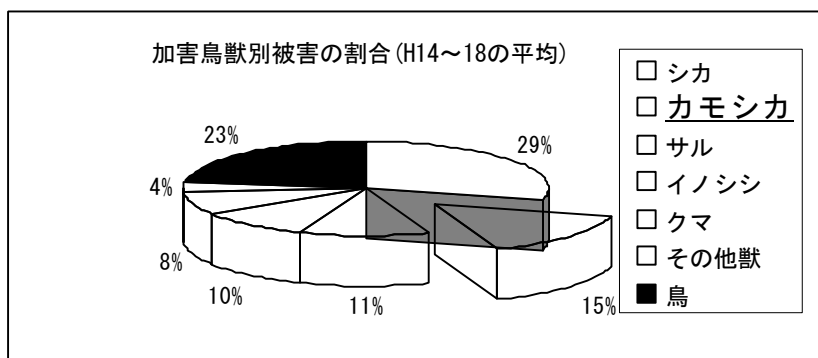
- ・ ニホンジカは、生息密度が非常に高くなっており、被害量と生息密度が比例するタイプの獣であることから、捕獲により生息密度を減らすことが急務であり、捕獲の推進を図ることとする。
- ・ ハーレムを形成する種であることから、メスを主体の捕獲に努めることとする。
- ・ 捕獲の効率を上げるため、広域一斉捕獲、大量捕獲等の新たな捕獲手法を導入するとともに、狩猟期間の延長、鳥獣保護区の狩猟鳥獣捕獲禁止区域への変更、くくりわなの口径規制の緩和等の制度的な対応を進めることとする。
- ・ なお、生息密度が低減され効果が発現するまでに時間がかかることから、高山植物等の希少性の高い種の保全のために必要な地域では防護柵等による防除を行うこととする。

③ カモシカ

a 被害の現状



カモシカ被害は、造林木の枝葉の食害による林業被害がほとんどである。



平成18年度の被害は2.2億円に達しており、ニホンジカに次ぐ被害額となっているが、ニホンジカと異なり、被害の対象が幼令木に限られ、群れを作らないことから被害が限定されるため、両方が生息している地域では、ニホンジカ被害が誤認されている可能性が否定できない。

b 対策の現状

カモシカは、特別天然記念物であることから、原則としては捕獲禁止であるが、本県では昭和54年度から捕獲（個体数調整）が行われている。

カモシカの林業被害防除は、ニホンジカと同様に防護柵、忌避剤、食害防止チューブ等が主体である。

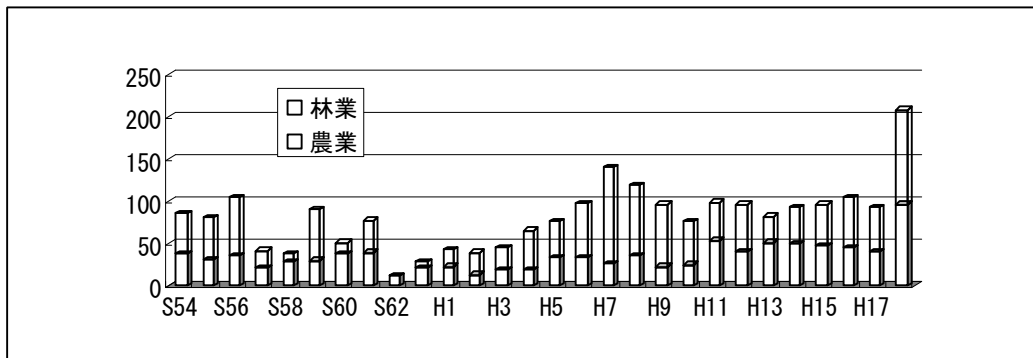
農業被害防除は、簡易型電気柵が使われることが多い。

c 今後の対策方針

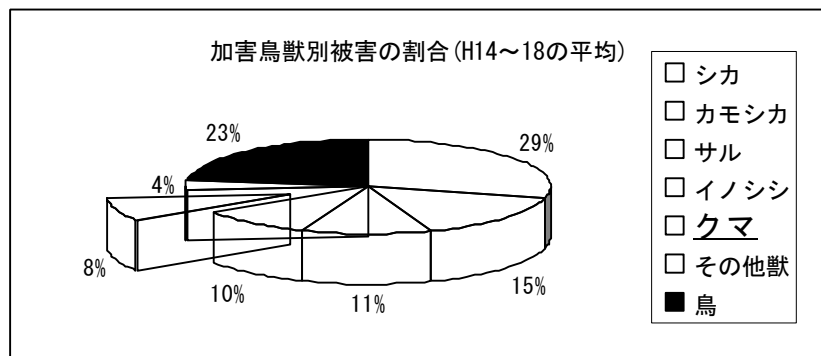
- ・ カモシカは、定着性が強く縄張りを持つ獣であり、そこに生息する個体が加害していることがほぼ確実であることから、捕獲にあたっては被害地周辺の捕獲実施団地で捕獲することとする。
- ・ ニホンジカが生息している地域では、ニホンジカの対策を先行することとする。

④ ツキノワグマ

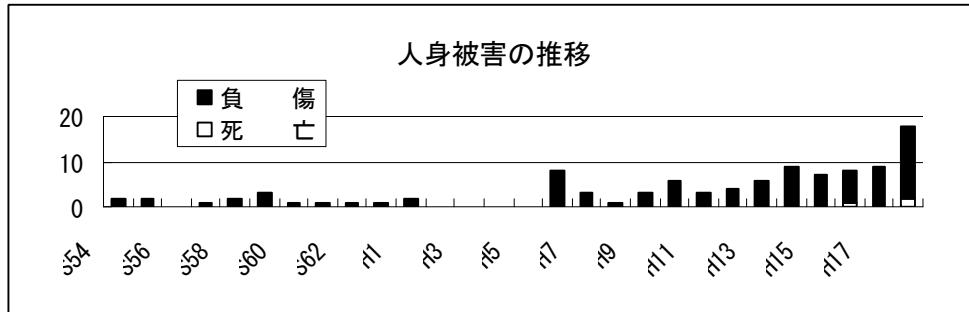
a 被害の現状



ツキノワグマ被害はトウモロコシ、果樹、養蜂に対する農業被害、造林木が剥皮される林業被害があり、平成18年度は異常出沒に伴い、例年1億円前後であった被害が2.1億円に激増した。



同様に、例年数件程度の人身被害も、負傷16名、死亡2名という未曾有の事態となった。



b 対策の現状

ツキノワグマは金網等も破る能力があることから、物理柵では効果がなく、電気柵により防除されている。

トウモロコシや果実に対する被害は、山にエサのない7月から9月の収穫間際に短期間で発生すること、養蜂被害は養蜂箱周辺の狭い区域で発生することから、簡易型電気柵の導入が進められている。

全国に先駆けて移動放獣（学習放獣）が導入されたが、本来前提であった「誘引物の除去」が連動していないことによって、移動放獣の効果が発揮できないケースも出てきている。

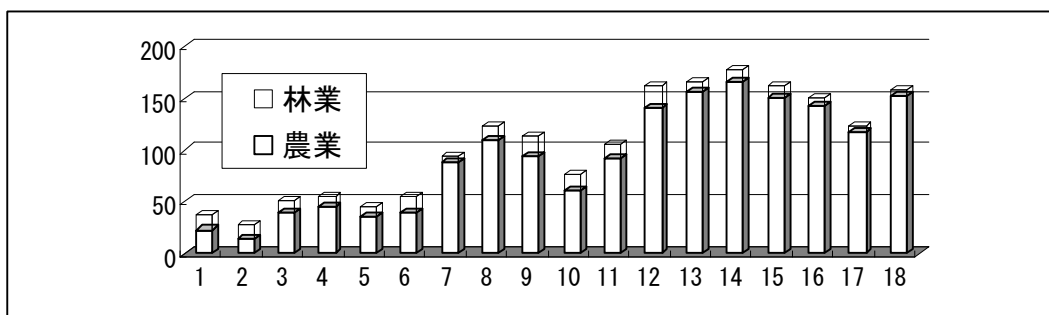
人身被害に対しては、従来、発生場所のほとんどが山の中であったことから、人間が山に入る場合の注意についての普及が行われているが、平成18年度には里にも多く出没し、被害多発の原因となった。

c 今後の対策方針

- ツキノワグマは縄張りを持たず、誘引源のある場所には複数の個体が順繰りに出没することが多いことから、誘引源対策を行わずに捕獲だけに頼っても、被害が無くならないこと、捕獲されたことによる住民の注意力の低下の結果、より危険が増してしまうこともあるため、誘引源対策の徹底に努めることとする。

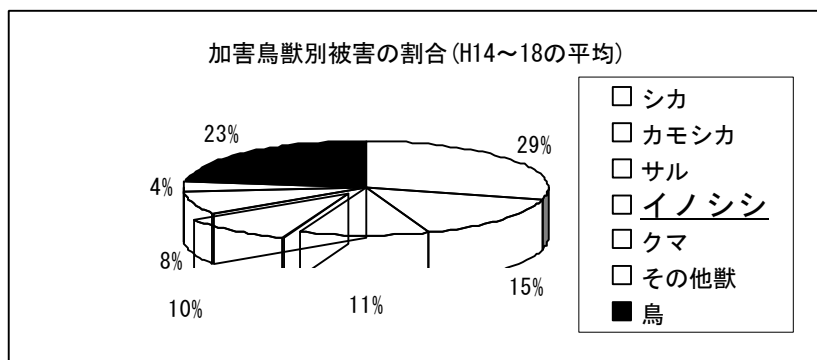
⑤ イノシシ

a 被害の現状



イノシシ被害は水稻や野菜の踏み荒らしや果樹の食害等の農業被害が主であり、林業被害はタケノコ等の食害である。

平成18年度の農林業被害は1.6億円でニホンジカ、カモシカ、ニホンザル、ツキノワグマに次ぐ被害額であったが、そのうち農業被害は1.5億円でニホンジカに次ぐ被害額となっている。



b 対策の現状

イノシシは急激に分布域を拡大している中で、各地域で捕獲が推進されており、平成18年度には6,000頭以上が捕獲されている。

被害防除は、トタン柵等の物理柵や簡易な電気柵等の自力施行可能な対策が普及している。

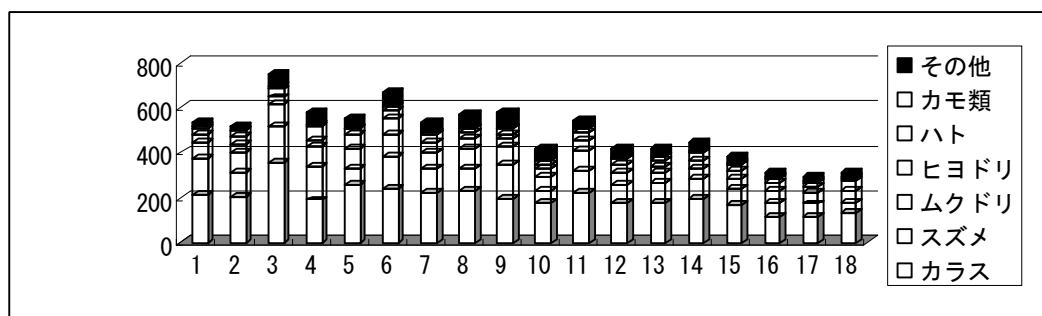
被害地域の拡大が急であったため、被害に対する経験が浅いためか、人毛、木酢液、忌避剤等の有効性に疑問のある対策が行われやすい傾向がある。

なお、集落ぐるみでトタン柵を設置し高い効果を発揮している事例もある。

c 今後の対策方針

- ・ ニホンジカと同様に生息密度と被害が比例するタイプの獣であるが、繁殖率が非常に高いことから、捕獲のみで被害を防除することは非常に困難であり、防除対策も並行して進める必要がある。
- ・ 荒廃農地や手入れの遅れた里山に強く依存する獣であることから、被害対策には、緩衝帯の整備を組み込むこととする。

⑥ 鳥類

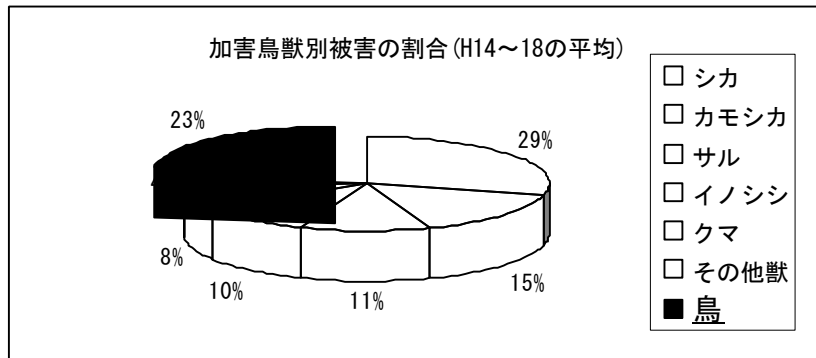


鳥類の被害は、基本的には果樹、野菜、穀類の食害である。水稻栽培面積の減少に伴い、被害は減少傾向となっているが、獣害の発生していない平野部の

農家においては主な鳥獣被害である。

獣類と異なり基本的には農業被害であり、林業被害はほとんどない。

平成18年度の農林業被害は3.1億円、中でもカラスは1.3億円と大きな部分を占める。



最近では、大きな群れを作ることの多いドバト（カワラバト）、ムクドリ等による糞や鳴き声等の生活環境被害や、カワウ、サギ等の大型の水鳥による水稲の踏み荒し被害や漁業被害等の、従来無かった被害も発生している。

b 対策の現状

防鳥網、テグス張り、捕獲、物理的・生物的刺激を用いた防鳥機材等様々な対策が行われているが、防鳥網やテグス張り等の物理的な遮断以外は根本的な対策となっていない。

捕獲は、繁殖率が高く、移動能力が高いため、一時的に生息密度が低下しても他地域から進入してくるため、個体数抑制効果は少ない。カラスについては、捕獲小屋を用いた捕獲が行われているが、農業被害の少ない冬場の捕獲効率は高いが、被害の多い時期の効率は低く、経験の浅い若鳥が多く捕獲されること、生き残った個体への学習効果がないことも相まって、あまり効果は上がっていない。なお、銃による捕獲については、脅し効果や人間との緊張関係持続という面での貢献度は高い。

防鳥機材については、古くは案山子から始まって、爆音機、ディストレスコー（天敵に捕まった時に出す悲鳴）等様々なものが利用されているが、慣れが生じること、人馴れの度合いによって効果が異なること等があるため、必ずしも効果は上がっていない。

近年出てきた、磁石については、否定的な実験データもあり効果に疑問がある。また超音波やレーザー等については、理論的にも実用上も有効とは思われないといわれている。

c 今後の対策方針

- ・ 防鳥機材については、慣れが生じることを前提として、短期間の使用に留めるか、他の機材や対策と複合的に使うこととする。
- ・ 人間との緊張関係を持続するため、銃による捕獲と廃果や生ゴミ等の農作物以外の誘引源の管理も組み合わせることとする。

⑦ 外来種

a 被害の現状

県内で確認されている農林業被害等を起こしている外来種としては、ハクビシン、アメリカミンク、アライグマがある。

ハクビシンは明治以降に国内に移入されたものと考えられているが、県内では、県南地域で昭和50年頃に最初に確認されて以降分布を拡大し、トウモロコシや果樹に食害を起こすとともに、民家の軒下や天井に入り込み生活被害を起こしている。

アメリカミンクは毛皮獣として移入されたものが佐久地域で逸出し、漁業被害を起こしている。

アライグマはペットとして移入されたものが軽井沢町等で逸出し、ハクビシン同様の生活被害を起こしている。

どの種についても、近縁の在来種との種間競争による生態系被害も懸念されている。

b 対策の現状

ハクビシンは、小型獣であること（小さな隙間から入り込む）、「登る動物」であること（物理柵が効かない）から対策を難しくしている。一部で電気柵も使用されているが、小型獣でありラインを低くしなくてはならないため、草刈等の維持管理が非常に煩雑である。

アメリカミンク、アライグマは、移入時期が最近であり、分布がまだ限定的であることから、捕獲により対応されているが、拡大を完全には押さえ込めていない可能性もあり、今後、被害が拡大する可能性も否定できない。

c 今後の対策方針

- ・ 外来種は、本来、長野県の自然の中に存在しなかったものであり、自然のシステムの中にそれらに対する対抗策がなく、生態系被害だけでなく農林業等の被害も爆発的に拡大する可能性があることから、「持ち込ませない」「逸出させない」を基本として対応することとする。
- ・ 移入が確認された場合には、捕獲し分布を拡大させないこととし、可能であれば根絶に向けて対応を検討することとする。

5 推進体制

関係者は、それぞれの立場で、それぞれの役割に応じた被害対策を実施することとする。

(1) 県

県は、以下の体制により、野生鳥獣被害対策のための基礎調査、被害集落や市町村の支援に当たる他、被害集落や市町村と共同して対策の実施にあたる。

① 野生鳥獣被害対策本部

野生鳥獣被害対策の推進本部として、県内の野生鳥獣被害対策に関する施策について、総合的な調整及び効果的な推進を図る。

② 被害防除対策チーム（県現地機関）

地域における野生鳥獣被害の相談窓口となる他、被害集落や市町村の被害防除の実際の支援にあたる。

③ **野生鳥獣被害対策支援チーム（県研究機関、大学、NPO等の専門家）**
専門的な見地から、被害防除のための技術的助言、指導を行う他、実行された被害対策の分析、評価を行い、有効な対策の普及を図る。

④ **鳥獣保護管理対策協議会**
地域における関係者間の連絡調整を行い、広域の被害情報の共有や広域防除等の連携を進める。

(2) 市町村

地域の被害状況、地域の住民意識等を把握し、集落ぐるみの効果的な被害対策の推進のための合意形成を推進するとともに、被害集落の支援、対策チームと共同しての対策の実施にあたる。

(3) 集落

① **被害集落**
対策チーム、市町村との共同により集落ぐるみの被害対策を実施する。

② **農林業者**
被害を発生させないための防除対策、生息環境整備に努める。

(4) 狩猟者

野生鳥獣の捕獲技能者、有識者として、捕獲対策、基礎調査に協力するとともに、狩猟を通して野生鳥獣との緊張関係を構築する。

(5) 県民

野生鳥獣との緊張感ある棲み分けと農林業被害の軽減が、最終的には野生鳥獣と人との共存に繋がることを理解し、野生鳥獣被害対策にそれぞれの立場で協力する。

野生鳥獣被害対策本部と現地の体制

